

2025年度

第1回愛知県障害者施策審議会

会議録

2025年7月24日(木)

愛知県障害者施策審議会

2025年度 第1回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2025年7月24日（木）午後2時から午後4時まで

2 場所

愛知県自治センター12階 会議室E

3 出席者

浅野委員、内田委員、榎本委員、柏倉委員、加藤委員、黒川委員、重松委員、鈴木委員、世良委員、高橋委員、内藤委員、永田委員（会長）、中村委員、花島委員、古家委員、吉田委員

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 井上担当課長

定刻より少し前になりますが、皆様全員おそろいになりましたので、ただいまから、2025年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催いたします。

私は障害福祉課担当課長の井上と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

はじめに、開会にあたりまして、緒方福祉局長から御挨拶を申し上げます。

5 局長挨拶

緒方福祉局長

みなさん、こんにちは。愛知県福祉局長の緒方でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、大変暑い中、2025年度第1回愛知県障害者施策審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことを、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、この審議会は、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進につきまして必要な事項を調査審議するため、障害者基本法に基づきまして設置している審議会でございます。本日は今年度の第1回目の開催となります。年度内に会議を3回開催する予定でございますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、次第にありますように、議題が3件・報告事項が2件ございます。

議題のうち、「愛知県障害者基礎調査」に関しましては、本県における障害のある方の状況を把握するため、今年度実施する予定としていますことから、調査項目等について御審議をお願いいたします。

また、報告事項では、現行の特別支援教育推進計画の目標と進捗状況について、御報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜り、有意義な会議にしていただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

6 出席者紹介

障害福祉課 井上担当課長

続きまして、出席者の皆様の御紹介でございますが、時間の都合がございますので出席者名簿の配布により代えさせていただきたいと思います。

なお、市長会の役員改選に伴い、6月13日付で、愛知県市長会副会長の内田康宏様が新たに委員に就任されておりますので、御報告いたします。

7 定足数確認

障害福祉課 井上担当課長

次に、定足数の確認でございます。

本日は委員数20名のうち、過半数以上の16名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立をしております。

なお、本日の会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領第2条第1項ただし書きの要件に当たらないため、公開としております。

8 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 井上担当課長

資料並びに会議録は、後日、本県のウェブページで公開しますので、御承知おきください。

また、本日の傍聴は0名並びに報道機関の方が2名いらっしゃいますので、御報告いたします。

9 資料確認等

障害福祉課 井上担当課長

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。

続いて、資料1から資料5でございます。なお、本日、資料に差替えがありますので、机上に配布させていただいております。出席者名簿、配席図、資料1の「あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について」の4ページ・5ページにつきましては、机上の資料を御参照ください。

資料の不足等がありましたらお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

10 手話通訳に伴うお願い

障害福祉課 井上担当課長

それでは、進行を続けさせていただきますが、委員の皆様にお願いを申し上げます。

本日の会議は、手話通訳の方に御協力をいただきながら進行して参りますので、各委員におかれましては、発言の際にはマイクをご利用いただき、ゆっくりと大きな声でお名前と御所属に続けて御発言いただきますよ

う御協力をお願ひいたします。

それでは、この後の進行につきましては永田会長にお願ひいたしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

11 永田会長挨拶

永田会長

皆様、今年度も引き続きまして、会長を務めさせていただきます。名古屋大学の永田です。

本日はお忙しい中、愛知県障害者施策審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

この会は、障害のある方々のために、愛知県の立てる計画や実際に行っている事業が、今よりもっと良くなるために、各議題について審議をして参ります。委員の皆様方には、日頃からそれぞれのお立場で愛知県の障害者施策に関わっておられます。この会議を通じて忌憚のない意見を挙げていただき、障害者施策をしっかりと検討し、より良いものにしていければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、本日は、先ほど福祉局長の御挨拶にもありましたように、この後議題が3件・報告事項が2件ございます。かなり大量の資料がお手元に届いているかと思いますので、しっかりと審議を進めていきたいと思っております。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言をお願いできればと思っております。

委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思います。御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願いし、簡単ではありますが会長の挨拶とさせていただきます。

それでは、この後の進行は、着座にて進めさせていただきたいと思います。

12 議事録署名者指名

永田会長

それでは、運営要綱第2条第5項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名させていただきたいと思います。

今回は、浅野委員と花島委員にお願いできればというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

13 連絡事項

永田会長

では次第に沿って議事を進めて参りますが、本日の会議の終了時刻は午後4時を予定しておりますので、御協力よろしくお願ひいたします。

それでは、議題の1番目、「あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について」審議を始めます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

14 議題1 あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

愛知県障害福祉課地域生活支援グループの渡邊と申します。

私からは、あいち障害者福祉プランの進捗状況について説明させていただきます。資料としては資料1でございます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

まず改めまして、あいち障害者福祉プランとは、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画と、障害者総合支援法に基づく都道府県障害福祉計画、及び児童福祉法に基づく都道府県障害児福祉計画の3つの法

定計画を、愛知県の一体的な総合計画として策定したものです。計画期間は2021年度から2026年度までの6年間となっております。なお、この計画のうち、障害福祉計画及び障害児福祉計画に該当する部分は、国の指針に則して、計画期間が2021年度から2023年度までの3ヵ年で策定していたため、2023年度末に、2024年度から2026年度までの3ヵ年分の計画へと一部改定をしております。

では、資料1の1ページを御覧ください。(1)障害者計画に関する事項でございます。お時間の都合もございますので、主な項目のみ説明をいたします。計画策定時から比べますと、多くの項目において、目標を達成または目標に向けて推移しているところではございます。下から4番目、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入の実績額について、2024年度の実績額が約665万円と、計画策定時よりも低い金額となっております。これは、例年発注されていた大きな案件が2024年度だけなかったことが理由でございまして、今後の見通しとして、今年度については、2023年度と同等程度となるものと見込まれています。引き続き、府内に対して優先調達の積極的な活用を依頼し、目標達成に向けて取り組んで参ります。

次に、1ページおめくりください。(2)障害福祉計画に関する事項でございます。表の一番左側の項目欄に対して、その右に、第7期計画の目標・進捗状況といった順に記載しています。こちらもお時間の都合上、主な項目のみを説明いたします。

大きな項目の3つ目の3番、地域生活支援拠点等が有する機能の充実についてです。障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や、施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられました。項目のうち、①番の地域生活支援拠点等の機能の充実を御覧いただきますと、現状としましては、県内54市町村すべてにおいて、拠点の体制が整備されている状況ではございます。

しかしながら、拠点のコーディネーターや緊急連絡体制については、昨年度と比較して増加しているものの、半数以上の市町村で未配置または未整備となっていますので、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けては、引き続き市町村に働きかけていく必要があるものと考えております。

次に、1ページおめくりください。(3)県の地域生活支援事業の実施に関する事項でございます。表の一番左側の事業名と指標に対して、見込と実績を記載しております。こちらも半分以上の項目の実績において、見込値以上またはそれに近い実績となっております。表の中段あたりにある、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成派遣という項目において、専門人材等に関する研修事業として、手話通訳者や要約筆記者などの養成研修を掲載しております。見込に対し、やや低い実績となっておりますが、本県としては、専門性の高い支援者等のさらなる養成を図るために、引き続き事業の周知に努めるとともに、開催方法を工夫して、希望する方が研修を受講できるよう努めて参りたいというふうに考えております。

次に、1ページおめくりください。4ページは、2024年度の障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績を、2025年度・2026年度の見込量とともに掲載しています。

次の5ページは、同じく障害福祉サービス等の見込量に対する実績の表ですが、障害別の内訳と前年度との比較がわかるように表にまとめたものとなっております。

さらに、次の6ページは、圏域別の内訳がわかるように表にまとめさせていただいたものです。

そして、最後の7ページは、障害福祉サービス等以外の事業についての見込量と実績となっております。

簡単ではありますが、説明は以上です。

永田会長

ありがとうございました。内容が多岐にわたっておりますが、御意見・コメント等をいただければというふうに思っております。

では、古家委員よろしくお願ひいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

意見というか、いつも説明を聞いている時に思うのですが、私の場合、点字の資料を見ています。皆さんを見ている墨字資料だけでなく、点字資料は何ページなど、わかる範囲でいいので、これから言つていただけると助かります。また、私のところは抜粋もあるように思いますので、今説明を聞いていても、資料を確認できない箇所もあります。その辺の配慮もお願いできたらと思います。

永田会長

ありがとうございました。

資料を確認していただくときに、対応していないとわかりにくいところかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では高橋委員、お願ひいたします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。よろしくお願ひします。

資料1の3ページですね。専門性の高い意思疎通支援についてなんですかけれども、いずれもなかなか見込と実績が伴ってこないというところがあります。手話通訳や要約筆記、盲ろう者の方への支援とか、この合理的配慮っていうのが、もっと今後求められることが予想されていますので、そのあたりの啓発だったりとか、今実際手話通訳とかされてる方かなり忙しくされてるっていうお話も聞いているので、より多くの方に受講していただいたり、支援に入っていただける必要性がとてもあるんじゃないかなと思いますので、そのあたりの周知だったり、工夫というか、また考えていただけるといいかなと思います。以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

先ほど御説明いただいた専門性の高い意思疎通支援に関してですけれども、これ愛知県の方でもまだまだ十分に達していないかと思いますので、事務局の方から何か説明はございますでしょうか。

障害福祉課 社会参加推進グループ 長瀬主査

障害福祉課の長瀬と申します。御質問ありがとうございます。

ただいまいただきました御意見の方も、県としても把握しております、これからもこういった派遣要請事業、そういうところもしっかりやっていきたいと思っております。また、希望いただける方がしっかり受講できるようについて、例えば、開催する会場を変更するですか、時間帯を見直してみるですか、なかなか地域的に、愛知県は横に広いところもございまして、受講したくてもできないというような方も中にはいらっしゃるものですから、そういう方にしっかり受講いただけるような配慮をフォローしていきたいと思います。

また、こういった事業があるということをしっかり周知していくためにも、説明会を開催するですか、といったところもしっかり検討していきたいと思っております。以上です。

永田会長

はい。今後の対応として必要になってくることがあるかと思いますので、どこの地域に住んでいても、こういったことが受けられるように対応をお願いします。

では、中村委員よろしくお願ひいたします。

中村委員

愛知県聴覚障害者協会の中村と申します。御説明ありがとうございました。

やはり、この表を見てみると、数だけが載っていますね。実際に愛知県で暮らしている聴覚障害者や盲ろう者が実際に派遣を受けて、何が起きているのか、愛知県は御存じでしょうか。派遣を受けている中で起きていることを御存じでしょうか。聴覚障害者の課題に対しても、やはりもう少しここに含めるべきだと思います。実は盲ろう者の通訳派遣のときに、昨年度ですね、田原市の高齢者の盲ろう者なんですが、駅が無人駅なんですね。そこで倒れられて、ホームから転落をしております。そのときにたまたま通訳介助員がおりましたので、落ちたところから助け出すことができたんですが、その方は時々1人で行動する場合があるということです。1人で行動してホームから落ちた時、もし支援者がいなかつたら、大変な事故になりますよね。ですから命が守れない状況にあります。通訳介助員が盲ろう者の生活とか、命、権利を守るために一生懸命活動をしております。悩みを多く持っております。その人たちのことを知っていただくべきだと思っております。

ですので、やっぱり数だけをやりましたということを掲載するのではなく、実際に当事者の課題を含めて、分析をしていただいた方がいいと思います。やはり数のことだけではなくて、当事者の状況に目を向けていただきたいと思っております。

お話ししたいことは他にもたくさんあるんですが、特に今、盲ろう者の生活を守れない状況が起こっております。ですのでここでお話しさせていただきました。

永田会長

ありがとうございました。

どうしてもこういう形だと、数値が出てきてしまうところで、こぼれ落ちてしまうところをきちんと当事者が抱いている課題に関してはもうまく拾い上げながら、数値に含めて検討いただければというふうに思います。

こちら、事務局から何か説明はございますでしょうか。

障害福祉課 社会参加推進グループ 長瀬主査

障害福祉課の長瀬と申します。御意見ありがとうございました。

愛知県としましても、こういった派遣事業を実際には委託させていただいて、関係団体様にやっているという実態がございます。そういった団体様とは、定期的な意見交換の場は持たせていただいているんですけども、なかなか実態であるとか本質的なところっていうのが、今後も把握していく、そういった情報提供をいただく場をしっかりと活用していくことが大事だろうということを、意見をいただきまして、改めて認識させていただきましたので、今後もしっかりと情報交換ですか、そういったところをやっていければと思っております。よろしくお願ひします。

永田会長

ありがとうございました。

では黒川委員、よろしくお願ひします。

黒川委員

愛知県精神障害者家族会連合会の黒川でございます。

4ページ・5ページの一番左上にあります、障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績ですね。この達成率は100%を超えて、素晴らしいと思うんですけども、この見込量の数字が右肩上がりでお取り組みをいただくということで、大変心強く感じております。

一方で、この方針を受けて頑張っておる市町の福祉法人、同じような質問をしているんですけども、いわゆる福祉サービスの人手が足らないと。今は市町でいくら業者にお願いをしても、人手そのものがなくて、結局サービスが低下しているというようなことを聞いております。

一方で、私たち家族会のいろんな声をまとめますと、使いたいサービスが相談支援センターの計画に基づいて作られても、結局思い通りのサービスが受けられないという実態があります。精神の特性といいますか、どうしても人と話すのが苦手だというようなところがあって、結局家に引きこもりというような時間が長くなってしまう。そういうときには、こういうサービスを是非使うようにという、そういうような指導しておりますけど、なかなかそういうのが実態のサービスに繋がりづらいというのが、今後ともさらに拡大していくんではないかと。そこをどうやってお考えになっていて、手を打つということなのか、見解を聞かせていただきたいと思います。以上です。

永田会長

御意見ありがとうございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

障害福祉課の渡邊と申します。貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まさにおっしゃる通りでございまして、そもそもこちらの見込量については、各市町村がこの計画をそれぞれ作ってるんですけども、それを県全体で積み上げた数字というところでございまして、各市町村が地域の実情だと応じて見込を立てていただいているというところでございます。なので、地元の各市町村の方というのは、サービスの見込としては増えるだろうけれども、人材確保について頭を悩ましているんだろうなというところは拝察しております。

県としても、例えば人材確保に向けては、処遇改善加算というサービスに従事していただく方の給料の部分を事業所向けに加算ということでお支払いしていく取組ですか、あとは事業所がどうしても人手が足りないので、例えばICTを活用した業務効率化みたいな補助金などもやっております。また、県の社会福祉協議会さんの方で、福祉の人材の確保に関する就職フェアなど、様々な取組をさせていただいているところではありますが、なかなか厳しい現状があると伺っております。

あと、市町村の取り組みについて、なかなか難しい中だと思うんですけども、各市町村においていろいろな工夫を取り組まれているというところを、昨年度アンケートみたいなところをさせていただきまして伺っております。例えば、福祉サービスに従事するにあたって、研修でこうしないといけないというところにあたって、何かしらの補助をやるだとか、様々な機会を通じて御案内みたいなところをしていただいているところがあるというふうに伺っております。

県としましても、まずはそうした取組を市町村の皆様に改めて共有していただきながら、今やっていることについての御回答だけでなく、具体的にこうすればうまくいったみたいな好事例を今後集めながら、横展開していきたいというふうに考えております。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

各自治体の方がいろいろと検討していただいているところだと思いますが、そういった好事例を共有していただきながら、より良い形で進めていただけるとありがたいと思います。

では世良委員、よろしくお願ひします。

世良委員

公募委員の世良と申します。

今回資料をお送りしていただきましたので、公募委員の立場で客観的に拝見をしまして、3点ほど質問といいますか、細かいところではあるのですが、疑問を感じたところがありますので質問させていただきたいと思います。

4ページのウの居住系サービスですが、自立生活援助だけが2024年度の見込値が低くて、こうしたグループホームは100%超えてるわけです。見込量に対して実績値があるわけですが、その自立生活援助が実績41にもかかわらず、2025年度は89、2026年度は108と、倍増している状況は何か根拠があるのかっていうのが、客観的な質問の1つです。

2つ目は、エの相談支援ですけれども、下の地域移行支援、並びに地域定着支援がやはり50%程度にもかかわらず、2025年度・2026年度が倍増しておりますので、これが期待をされる値であってそれが望ましいからそれを見越しているのか、その数字の見えない部分がありますので御説明をいただきたいと思います。

あと1点ありますが、続けて質問を述べさせていただいてもよろしいでしょうか。

永田会長

一旦ここで区切りたいと思います。

4ページの居住系サービスと相談支援のところ、現状で行われているものから比べると、かなり数値が増えている、ハードルの高いものになってるかと思うんですが、そこをどうクリアしていくことを予定されているかとか、この数値の設定について、少し御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

障害福祉課の渡邊でございます。御質問いただき、ありがとうございます。

まず、御指摘いただいた見込量の立て方については、少し先ほども申し上げましたが、各市町村の方で見込量を積み上げていただいた上で、それを県全体で足し上げていくというところでございまして、具体的なその設定方法については、例えば市町村の中の地域の実状、具体的には事業所の状況だとか、サービスの実績だとか、あとは当事者の方の声だとかっていうところを反映して設定するようにということで、国の方でも指針が出ておりまして、それを踏まえて各市町村の方で設定していただいているものかと思っております。

その上で、こちらの見込に対して実績は確かにかなり低いところではあるんですけども、例えば自立生活援助、今2024年度の数字が書いてあるところではあるんですが、実績で申し上げますと、2021年度は32、2022年度が25、2023年度は33という形で、今最新の2024年度の41よりは、徐々にではありますが増えてきているというような状況がございます。この見込については、3年分を市町村の方で立てる形となっておりますので、なかなかこの途中で実績に合わせて減らすっていうところは難しいところではあるとは思いますけれども、こちらに向けてそれぞれ取り組みを進めていただくものなのかなと。高い目標を掲げつつ、実績としては徐々に伸びつつあるというような現状でございます。

また、地域移行支援と地域定着支援についてもまさに同じような状況となっておりまして、過去から比べると、徐々にではありますが実績が増えているといったような状況を把握しております。以上です。

永田会長

はい。ありがとうございます。

市町村ごとに見込量に反映しているとのことですが、それでもこの実績値の低さなので、ぜひ県としてもバックアップをしていただきながら実績値が上がっていくように進めていただければと思います。

では、世良委員、続けて意見をお願いします。

世良委員

7ページになりますが、今度は発達障害のある人に対する支援、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数のところです。

あわせて、下から3つ目のペアレントトレーニング等の実施者数のところですが、これは先ほどの質問と変わって、1つの方の実績が100件にもかかわらず、見込量が60件ですね。同様に下から3つ目の方は、実績554人であり、見込量は3分の1近くの195という、この数字の根拠もちょっと知りたいところです。

あわせて、このページでもう1つ、質問があります。子ども・子育て支援等ですね、実績に対して見込を2025年から2026年度に向けて上回っているので、一見妥当と思うんですが、一方でですね、少子化で子どもは減っているわけなんですね。県外においては入りたくても入れないみたいな問題もよくありましたから、潜在的に入れないけども待っている方がいるのであれば増えると思うんですが、この母数の数っていうのは、少子高齢化で実際子供たちがどれぐらいいるのか、その割合によってこの数値が算出されているとは思うんですがこのあたりの数字の根拠もちょっと知りたいところで、教えていただければと思います。

永田会長

ありがとうございました。

先ほどの数値の違いと同じように、どのように見込を立てているかというところかと思いますけれど、事務局の方御説明お願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

御質問いただきありがとうございます。改めて、障害福祉課の渡邊と申します。

まず最初に御質問いただいた、発達障害のある人に対する支援のところ、ペアレントトレーニング等の実施者数の数字については、先ほどと同じく市町村の方で見込を立てていただいた上で、各市町村で行われているこうした事業について、受講者というのが参加側の人数でして、実施者というのが実施側なので、例えば講師の方だとかっていうところの人数というふうになっております。

その見込の立て方も、かなり見込に対して実績が離れているところではあるんですけども、例えば実施者の方はより多くの講師をしたいという方からの御希望があって参加していただいたというふうに捉えております。受講者の方はまだこれから少し目標に向けて、というところではあろうかと思うんですけども、今この見込量が2026年度の見込量になっておりますので、これから増えていくような取組を進めていただくように、市町村を後押ししていければと思っております。

あとは、子ども・子育て支援等の、保育所・認定こども園だとか、放課後児童健全育成事業についても、同じく市町村の見込量の積み上げになっておりまして、障害のある子どもの保育所だとか認定こども園だとか、

放課後児童健全育成事業など、そういった障害のある子どもたちとか子育て支援等の利用人数を把握して、それを満たす定量的な目標を設定して提供体制の整備に努めることということになっております。少子化という流れが確かにあるかもしれません、一方でそういった配慮とか支援が必要な子どもたちの数というのは、認知が進んだのか様々な状況があろうかと思いますけれども、そういった部分も含めて市町村の方で設定しているものというふうに認識しております。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

より細やかな支援をしていくということが求められてくるかというふうに思います。そういった意味では、より進めていただくということになってくるのかなと思ってお聞きしました。

では、世良委員、よろしかったでしょうか。

世良委員

すみません。ありがとうございます。

先ほど御意見お答えいただいた件で、客観的に県民の立場だと思うんですけれども、県の方から市町村から出てくるデータを集計する立場であると思うので、やりにくいところがあると思うんですが、やはり単に集計するだけで終わるんじゃなくて、市町村とコミュニケーションとっていただいて、指導なり支援していただいて、やはり共通の目標値をもって達成できるところにしないと、単に絵に書いた餅になってしまいますので。ちょっと厳しいことを言いつつですが、聞いてて市町村から出たデータっていうのがあまりにも耳につきました。はっきり言ってどうかなと思いますので、次回から御配慮いただきたいと思います。

最後に、1ページ目の下から4段目につきましては、一番大きな質問事項だったんですが一応御回答はいただきました。昨年度は33.8%ということで、偶発的な事情があったということですが、あえて申し上げると、来年はアジア大会があります。私の友人も事務局に勤務していて、名古屋市が執行しているものがありますが、まさしく県と市が連携してやってる事業だと思います。まさしくこういった障害者就労施設等が提供するっていうサービス等を活用するチャンスだと思いますから、例年以上の数値になるべきであって、昨年やそれ以前と同等では意味がないと思います。

実際、私は今年の夏・秋には、デフォリンピック、デフスポーツ大会ですかね、オリエンテーリングの関係で関わってまして、耳の聞こえない方にどうやって知らせるかというのは、喫緊の課題を彼らに課していくんですけども、全国どこでもそういったイベントが今増えている状況によって、愛知県においては冒頭申し上げましたように来年度はアジア大会があるわけですから、そこを上手に活用していただいて、市町村と連携していただくということを切にお願いします。

以上です。長くなりましてありがとうございました。

永田会長

はい。ありがとうございました。

今後もより市町村との連携は、課題に応じたバックアップや支援を御検討いただければと思いますし、また来年度のアジア・アジアパラ大会をうまく活用しながら、より良い施策を進めていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

では、浅野委員よろしくお願ひいたします。

浅野委員

ありがとうございます。愛知県手をつなぐ育成会の浅野です。

4ページの話なんですが、この数字を見たときに、私の肌感覚で言うとこんな数字が出てくるだろうなということがあります。そこの中で一番気になっているのが、訪問系サービスの行動支援です。実は今、ここに市長さんがいらっしゃるので、あまり岡崎の話ばかりしてはいけないんですが、行動支援が欲しい人に対して、ヘルパーさん、支援していただける方が本当に少ないです。実績っていうのは、もっと多分ここにヘルパーさんがいっぱい見えたなら、もっと上がると思っています。これを見ると、徐々に上げていただけることが、非常に感謝しますし嬉しいことですけど、例えば行動支援を毎月使っているよという方については問題ありません。きちんとヘルパーさんが毎月同じような時期に付けていただけるので。ただ、突発的というか、ああいいねそれ、私の子どももやってみたいね、と言って頼むと、ヘルパーさんがいないというのが実態です。これは、事業所からしたら、使ってくれるか使ってくれないかわからないようなところにヘルパーさんを置いていくっていうのは、なかなか経済的に無理かななど。その事業所からの言い分の方がよくわかるんですけど、ここに、見込量に対して実績が少ないところに頑張って予算をつけてもらうより、実際に我々が望んでいるところに予算をつけていただきたいなあというのが実態です。

行動支援っていうのは、将来的には一番下の方にある地域移行とか地域定着とか、障害者が親から離れて生活するにはヘルパーさんと一緒に動くことで、電車に乘ったり、バスに乘ったり、スーパーに買い物に行ったり公園に行ったりするのがこの行動支援をやってもらうことなんですね。ということは、健常者と一緒に親なしてここに行くということがまず必要なことで、これを僕は是非使っていただきたいなと思っているんですけど、頼んでもヘルパーさんがいないというのが実際のところです。

今、岡崎の方では、ちょっとだけまだはっきりしてませんが、知的障害者3人に対して、支援者2人でやれないのかねと。また、5人友達同士が集まつたら、ヘルパーさん3人でやれないのかなど。そうすると、一対一じゃなくとも、多少は余裕をもって、ヘルパーさんが少なくともできるんじゃないかなと。ただいろいろ問題はあるとしても、こういったことがやっていただければいいかなあというふうに思って、提案というかお願いというかさせていただきます。

もし時間があればもう1つあるんで、またあとでお願いします。

永田会長

ありがとうございました。

とても貴重な御意見だったかというふうに思います。先ほども、実際の人材がだんだん少なくなつて回らないということもありましたけれども、どういうふうな形だと活用しやすいのか、やはり当事者の方たちに合った形で活用いただけるような制度を考えいかなければならぬところだと思いますので、また検討いただければと思います。

こちらについて、事務局から何か補足はありますか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

貴重な御意見ありがとうございます。障害福祉課の渡邊でございます。

まずは、貴重なお話を伺いましたので、私の心にもしっかりと刻ませていただきつつですね、こちらの行動援護につきましては、今実績が最新の2024年度の36,200というところが書いてあるんですけども、もう過去3年でいってもかなり伸びてきているような状況でございまして、2021年度が23,000程度、2022年度は29,000程度で、2023年度が32,000程度ということで、実績としては上がっている状況でございまして、事

業所数としても増えてきているというところでございます。完全にすべてのニーズに答えられていないところについては今のお話の通りかなというふうには思うんですけれども、このように少しでも前に進めていくように、市町村とともに力を合わせていきたいと思っております。ありがとうございます。

永田会長

ありがとうございます。より良い方法を検討していただければと思います。

では、花島委員よろしくお願ひします。

花島委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の花島です。よろしくお願ひします。

7ページの障害福祉サービス等以外の見込量に対する実績についてなんですけれども、先ほど世良委員の方から質問されたんですが、ちょっとまだ追加で聞きたいことがあって、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数っていうのは、受講した生徒さんや親御さんの数で、実施者数というのが、講師の方の数で、2024年度を見ると、一対一であったり、開催をしようと思ったけどゼロだったっていうのもあるんですかね。平均すると、一対一か2人で、先生が1人みたいなふうに見えるんですけども、ちょっとこれは僕の方が知らなきゃいけないのかもしれないんですが、そういう実績があったので、2026年の見込数が講師の数が195、これは延べだと思うんですけど、開校の回数を減らしていると見ればいいのか、そのペアレントトレーニングの講習会をやるときの、先生1人に対して受講者数がこのぐらいの数が適正量だなというのが掴めてきて、開催率に対して受講者数が増えているのか、ちょっとどういうふうに読めばいいのか、もしわかりましたら教えていただきたいなど。

永田会長

では、事務局の方からお願ひいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

御質問いただきありがとうございます。障害福祉課の渡邊でございます。

こちら率直に申し上げまして、そこまで分析が追い付いていないというところではあるんですけども、あと、先ほども2021から2023年度について、時より過去の実績と比べてどうだとかっていうお話をさせていただいているところでありますが、資料だと下段の方の実施者数の方が、今回おそらく新しく資料に出てきたというところもございまして、そのあたりの推移みたいなところも読み取れない状況でございますので、また実情については担当のグループに確認しながら、あとは市町村に確認するのかやり方は考えますけれども、調べさせていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

永田会長

また確認いただければと思いますが、おそらくペアレントトレーニングを実施できる人の養成も始まっていますので、多分実施できる方も増えてきているというのが現状かなというふうには思っております。また御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

花島委員

この事業自体は前からあったと思うんですけども、当事者がおうちの中で幸せに暮らすのを手助けする

意義深い事業と捉えてますので、うまく成長していくかといいなというふうに思っております。ありがとうございます。

永田会長

このあたりは厚労省の方も進めているような状況ですので、是非進めていただければと思います。

まだまだ御意見あるかと思いますけれども、議題がまだありますので、最後にもう1回戻ってきてもらいたいでしょうか。議題を進めさせていただき、最後もう1回戻ってきてもらいたいと思いますので、申し訳ありませんが進めさせていただきたいと思います。

15 議題2 愛知県障害者基礎調査について

永田会長

では、議題の2番目「愛知県障害者基礎調査について」審議します。

それでは、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

障害福祉課 社会参加推進グループ 長瀬主査

障害福祉課の長瀬と申します。私からは、愛知県障害者基礎調査について御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、資料2を御覧ください。障害者基礎調査につきましては、昨年度の令和7年3月27日に本審議会で御説明をし、御意見を頂戴して以降、対応案をお示ししつつ、委員の皆様に意見照会をさせていただきました。また、関係各所、課内の意見を踏まえ検討を進め、最終案をとりまとめましたので、御説明をさせていただきます。

まず、本調査の目的についてですが、「1 趣旨・目的」を御覧ください。障害者基本法第11条第2項では、都道府県は、障害者のための施策に関する基本的な計画（「都道府県障害者計画」）を策定しなければならないとしており、本県では、過去3回の障害者計画策定の際に、本県の障害者の状況を把握するため、「愛知県障害者基礎調査」を実施しております。現行の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」が、2026（令和8）年度末で計画期間満了となり、2026年度中に次期障害者計画の策定作業を行う必要がありますので、今年度基礎調査を実施し、調査結果のとりまとめを実施いたします。

続いて、3月にお示した案から大きく変更したところについて説明いたします。資料の「3 事業の内容（案）」の（3）の調査方法・対象を御覧ください。前回は全体で3,200人を調査対象としておりましたが、対象者数を増やしてはどうかと御意見をいただきました。予算の都合等も踏まえ、対応可能な範囲での増加を図らせていただきました。具体的には、高次脳機能障害、発達障害の方を除き、各障害区分の県内人数に占める調査対象者の割合を1%程度まで増加し、全体を3,550人とさせていただきました。また、身体障害者の調査対象者につきましては、対象者の抽出先として、中核市を除いておりましたが、委員の御意見を踏まえ中核市も対象とすることとしました。資料には記載はございませんが、回答いただく方の負担軽減や、回収率の向上を図る観点から、今年度の調査では、郵送の他にオンラインでの回答も可能とする対応をさせていただく予定です。

続きまして、今後の予定ですが、「4 今後のスケジュール（予定）」を御覧ください。記載のとおり、本日の委員の皆様方の御意見を踏まえ、質問票を整理させていただきます。9月に調査を委託する事業者の選定事務を、10月～11月頃に調査を実施し、令和8年2月頃までに調査結果をとりまとめ、3月に開催予定の審議会においてその結果を御説明させていただく予定となっております。

次のページの別紙を御覧ください。こちらは、委員の皆様に意見照会をさせていただいた時点の質問票の質問項目を整理した資料になります。別紙2として最新の質問票を添付させていただいておりますので、変更箇所の確認等の際に御参照いただければと思います。

続きまして、別紙1を御覧ください。皆様からいただきました御意見とそれに対する県の考え方・対応をとりまとめております。表に記載がございます頁、ページ並びに質問票における記載の番号は、別紙2のページ数・問番号を表しておりますので、別紙2の該当箇所を御覧いただきながら説明をお聞きいただければと存じます。それでは、説明させていただきます。

1つ目、「目次に番号又は記号を付してはどうか」との御意見をいただきました。対応として、各項目の頭に番号を付す修正をさせていただきました。

続きまして2つ目、性別に関する質問項目の選択肢についてです。御意見としては、「分からない」を削除し、「答えたくない」という選択肢を新たに設けてはどうかというものです。御提案いただきました選択肢により調査を実施している県の他の事例もございますが、「答えたくない」という選択肢があることで、「答える気を無くす方がいらっしゃる」という意見も伺っておりますので、今年度の調査につきましては、原案の形で実施を考えております。

続きまして3つ目、回答者の障害の状況に関する質問ですが、「重症心身障害」の方にとっては、「身体障害」も「知的障害」も主となる障害であることから、選択肢の修正を御提案いただいたものです。御意見を踏まえ、選択肢に主な障害として「重症心身障害」を追加させていただきました。

続きまして4つ目、回答者が「身体障害者手帳」を所持している方であるかを確認させていただく質問項目について、当該質問項目の必要性について御質問をいただきました。本県の考え方としては、この調査の対象者となる「難病」「発達障害」「高次脳機能障害」の方々は手帳をお持ちでない方もいらっしゃる可能性がありますので必要な項目と考えており、原案どおり調査を実施する事としております。

続きまして5つ目、現在施設や精神病院にいらっしゃる方への質問項目に対して、御意見をいただきました。「どこで暮らしたいか」という問に対し、回答に「どこで」ではなく、「誰と暮らすか」を示す選択肢が含まれおりました。質問及び回答の内容を「どこで暮らしたいか」に統一させていただく修正をさせていただきました。

続きまして6つ目、病院にいらっしゃる方の表現に関するもので、病院においては「生活」や「暮らす」といった表現は適切ではないとの御意見をいただきました。御意見を踏まえまして、関連する質問項目及び回答の選択肢について、病院に関連する表現を「過ごす」という表現に修正させていただきました。

続きまして7つ目、福祉サービスの利用に関する質問項目で、「サービスの利用を希望したが利用できなかつた」方について、その状況を調査するものです。回答の選択肢として、「サービス事業所に利用を断られた」という選択肢を用意しておりましたが、詳細の状況を把握できるよう御意見をいただきましたので、選択肢を分割し「ヘルパー等の職員が不足しているため」と「それ以外の理由」に分けて回答いただくよう修正しました。

続きまして8つ目、困ったことがあったときの相談相手に関する質問項目の選択肢について、「医療ソーシャルワーカー(MSW)」という名称は分かりにくいことや、「精神保健福祉士も相談相手として想定される」との御意見をいただきましたので、御意見を踏まえ、「医療機関の相談員」との表現に修正しました。

続きまして9つ目、人工呼吸器を装着されている方や構音障害の方を対象としたコミュニケーション手段を把握すべきとの御意見をいただきましたので、「1.口の動き」「2.文字盤」「3.視線」「4.意思伝達装置」「5.その他」を選択肢とする質問項目を追加させていただきました。

続きまして10個目、収入等に関する質問項目についてです。「B型事業所の工賃の収入をどの選択肢で回答すべきか判断に迷うのではないか」との御意見をいただきました。御意見を踏まえ、選択肢1の「仕事に

「より収入」にカッコ書きで「就労継続支援施設等での作業工賃を含む」を補記させていただく修正を加えました。

続きまして11個目、合理的配慮に関する項目です。この設問は自由記述で、これまでに受けた合理的配慮について記載いただく質問項目となっておりますが、参考に合理的配慮の事例を記載しております。この記載すべき合理的配慮の事例を検討するよう御意見をいただきました。対応としましては、「自筆が難しい方に対し、プライバシーに配慮しつつ、十分に本人の意向を確認した上で、代筆を行う。」「障害の特性に応じ、必要なデジタル機器の使用を許可する等のルール・慣行の柔軟な変更を行う。」の2事例を追加させていただきました。

最後に12番目及び13番目の、災害時個別避難計画の作成状況や避難行動要支援者名簿への登録状況を調査項目に加えることについてですが、いずれも市町村において、計画策定は努力義務、名簿作成は義務として実施しているものであります。その進捗状況等については、市町村行政において把握しているものと思われますので、当事者を対象とする今回の調査においては、対象から外す整理とさせていただきたいと考えております。なお、各計画の取組状況につきましては、国において公表をしております。

いただきました御意見に対する対応については以上となります。御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。私からは以上です。

永田会長

ありがとうございました。

前回の会議でたくさん御意見をいただいていた部分になりますけど、こちらについて御意見よろしくお願ひします。

では、高橋委員よろしくお願ひします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。よろしくお願ひします。2点言わせていただきます。

まず、問の全般なんですけれども、使っている言葉が難しいのではないかと感じました。熟語で、「選択」とか言われると、ちょっとぱっとわかりづらいかと思いました。実際市民の生活されてる皆さんのが入りやすい言葉、「選択」を「選ぶ」という言葉にするだとか、ちょっと答えやすい言葉にするのが1つかなと思いました。どうしても行政だったり、支援する側の言葉で書いてしまいがちなんですけれども、一般の市民の方が読むと、すごく堅苦しい感じがして、ちょっと調査に答えづらくなってしまうんではないかなというふうに思いました。

あともう1つ、33ページの問93、虐待を受けた経験がありますかっていうところの質問なんですけれども、「これまでに」という文言が入っていますが、これまで、もしくは現在に、もしかしたら虐待を受けられていることも考えられます。なので、「これまでに」という表現は抜いていただいてもいいんじゃないかなと思っております。

昨年からいろいろグループホームの虐待の問題だったり、今なお入所施設での問題があつたりとか、愛知県だけにとどまりませんが、虐待事例とてでも多く出ておりますので、今受けている方もいるという仮定も含めて、ここは「これまでに」を削除したほうがいいかと思います。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

できるだけわかりやすい一般的な用語を使っていただくと良いんじゃないかというところと、虐待のところに

については「これまでに」にしてしまうと、現在のところが抜けてしまう可能性があるので、「これまでに」をわざわざつけなくても良いんじゃないかという御意見だったかと思います。こちらについては検討いただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

では、世良委員よろしくお願ひいたします。

世良委員

公募委員の世良です。

ここに私が出した意見はないのですが、率直に気づいた点を2点申し上げたいと思います。

まず、別紙1の裏面の12ページのところですが、この御意見を出された方の考え方で、ヘルパーの人手不足を把握したいということがあるかと思うんですけれども、回答欄見ますと、ヘルパーの人手不足であるというのと、その下にそれ以外ということですが、回答者はそこまで十分に把握できているでしょうか。十分にきちんと説明を受けたとしても把握できていない、もしくは本人自身が十分認識していないという可能性があるので、むしろこれは質問の意図を裏切るような回答が出るんじゃないかと客観的に危惧します。ちょっと表現を変えたほうがいいんではないかななど、どうすればいいかっていうのは案がすぐ出せないんですけども、同じこと申し上げますが、御意見出された方の意図がかえって逆に確認できない結果に、人手不足だというところに丸がつかなければ、逆効果になるんじゃないかなっていう気がしました。

もう一点、これはもう本当に、議論の分かれるところなんだろうと思うんですが、1番の男女の記入の仕方で、これを見る限りにおいて、県の回答案は、答えたくないっていう方がいて、気分が悪くなるという意見も伺っているという一方で、この意見出された方は、県の人権施策推進審議会においてすでに確認されているんだということなので、ちょっとこの処遇そのものに矛盾を感じます。むしろ、これについて私の妥協案というか1つの提案としては、3 その他・わからない・答えられないと。答えたくないという人もいるのが現実だと思うので、それで気分を悪くするっていうことだけで、原案の形というのはちょっと何か矛盾を感じます。

あくまで参考意見ですので、また御検討いただければと思います。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

なかなか理由がわかりにくいところで、答えることで逆に数値的に扱いにくいんじゃないかということだったかと思います。このあたりについてはまた御検討いただければと思います。

また、性別については、その他をあえて選ぶ人もいらっしゃる、そしてその他とわからないはちょっと違うのかなって思ったら、その他とわからない・答えたくないというのが別であったとしても、それは1つの方法なのかなと思いますが、県のほかの調査との関係もあると思いますので、そのあたりを踏まえ、また御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、加藤委員よろしくお願ひいたします。

加藤委員

愛知県身体障害者福祉団体連合会の加藤でございます。よろしくお願ひします。

文化芸術活動・スポーツについてということで、30ページについてです。ここで言っておりますのは、文化芸術活動・スポーツについて、何をどのようにしてますかという問なんですけれど、文化芸術については、内容を最初に聞いておりますね。どのような活動しておりますかということを具体的に聞いております。私はスポーツの振興を進めている立場上、問85を見ていただきますと、ここにいきなり何回行いますかという問がございま

す。今はですね、健康ボウリングであったりとか、カローリングであったりとか、いろいろなところに障害者の人たちの関わりができております。ここではなぜ、内容について質問がないのかなというのを少し疑問に思いましたので、検討の方お願いしたいと思います。以上です。

永田会長

ありがとうございます。

スポーツの実際の内容についても答えていただければいいんじゃないかというような御意見だったということ、よろしいでしょうか。

加藤委員

はい。

永田会長

はい。こちらについても御検討いただければと思います。文化のところに関しては内容が多岐に渡って聞かれているんだけれども、スポーツに関してはどういったスポーツなのかということについて聞いていないのではないかというような御指摘だったかと思います。

またこのあたりも検討いただくということでよろしかったでしょうか。

では、花島委員よろしくお願ひします。

花島委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の花島です。

32ページ、問の番号でいうと91番、合理的配慮の提供を受けたと感じますかという内容で、事例が書いてあるんですが、段差がある場合と最初に書いてあって、これは車いす利用者にと書いてあるので、どういう状況のときにどういう人を対象にっていうのが書かれていますね。例えば最後の、「障害特性に応じ、必要なデジタル機器の使用を許可する等のルール・慣行の柔軟な変更を行う」というのが、どういった場合に、どういった人に対してっていうのが書いてないので。その人が持っているデジタル機器なんですよね、きっと。それを使用してもいいよっていうのが配慮してあげたっていうことに該当するのかっていうのが、至極当然なんじゃないかと逆に思ってしまうので、どういった場合を想定しているのかっていうのを書いてもらわないと、ちょっと突飛なんじゃないかと。例えばこれが、特別支援級とかで、絵カードの代わりにそういうデジタル機器を使いたいといったときに、教室でほかの子が使ってないからダメとかっていっていたのを、これからは合理的配慮の提供で変えたんです、っていうふうにすると、例えばそういう場なら、今まででは少しでも字を書けるとか、少しでも発語の必要性を出そうと思ってか、何らかの考えて禁止していた状況を柔軟に変更する、ということならばまあそういうことなのかなと思ったりもしますが、内容の是非は別として。なので、どういう状況でどういう人に対してっていうのが、書いてあったほうがいいのかなと思いました。

すみません。もっと先に指摘をするタイミングがあったかもしれないんですけど、今更ですが。

永田会長

具体例で、最後のところだけ、ある意味ではルール変更を行うというのは組織側というか機関側で、なかなかその合理的配慮を受けた方が見えにくかったりする可能性があるかなと思いますので、当事者の方に回答いただくので、それが伝わりやすいように、今言っていただいたように少しイメージしやすいように、例を挙げる

ことで混乱がないようにしていただけると良いのかなと思ってお聞きしておりました。また検討いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

では、中村委員よろしくお願ひします。

中村委員

愛知県聴覚障害者協会の中村です。

22ページの中で、58番の質問です。こちら、コミュニケーション手段ということで、「筆談（要約筆記）」という言葉があります。2番に「手話（手話通訳）」というふうな言葉があります。正直言いますと、要約筆記と手話通訳というのは、コミュニケーション手段ではありません。これは、情報保障です。コミュニケーション手段は、筆談・手話・口話は合っています。要約筆記や手話通訳というのは、たとえば今、私が会議に出席していて、目の前に必要な情報保障が何かと聞かれた場合だと思うんですね。ですから、あなたの必要な情報保障は何ですかという問につけてほしいんですね。

もう一つ、58番の中で、「4 補聴器や人工内耳」という言葉がありますが、これはコミュニケーション手段ではありません。補聴器は、聞くために必要な機械は何かという、聴覚を補うためのものなので、これは外してほしいです。それともう一つ、補聴器と人口内耳は一緒ではありません。別です。分けてほしいです。補聴器を使っている人が何人、人口内耳を使っている人が何人というふうに分かったほうが良いので、別物です。

もう一つ、59番です。同じように、要約筆記と手話通訳は別です。それと、盲ろう者の中に口話を使う盲ろう者もいますが、口話がこの中に入っていないんですね。ですから、口話をつけてほしいです。以上です。

永田会長

貴重な御意見ありがとうございました。

こちら側から発するときの手段なのか、それとも情報伝達の手段なのかというところで意味が違うんじゃないいかという貴重な御意見だったかと思いますし、次元が違うものが同じところに入ってしまっているんじゃないいかという御意見もあったかと思います。このページは項目によって書き方が違っているかと思いますので、そこをできるだけわかりやすくしていただけると良いのかなと思いますし、今言っていただいたように、補聴器と人口内耳は全然違うものではないかという御意見もありましたので、またそのあたりを踏まえて、どういう聞き方でどういう回答を求めるかについては、御検討いただければと思います。

また、中村委員には直接やりとりしていただいて、具体的なところは調整していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

では、内藤委員よろしくお願ひします。

内藤委員

重症心身障害児者を守る会の内藤です。

障害者基礎調査になっているんですけども、内容を見ると、障害児の小さいお子さんの通所状況も聞くことになっていて、障害者だけではなく障害児者という表現へ変更したほうが良いのかなと思いました。いかがでしょうか。

永田会長

ありがとうございました。

子どもも対象としているので「児者」とするべきではないかという御意見だったかと思います。

そのあたり、者としている意図などはありますでしょうか。

障害福祉課 社会参加推進グループ 長瀬主査

障害福祉課の長瀬です。御意見ありがとうございます。

正直、名称については過去からこの名称を使っていたということ以外に、特にお子さんを表現することをあえて外しているということではないものですから、そして、調査については当然お子さんも対象になりますので、名称の変更も一度検討させていただければと思います。

永田会長

ありがとうございました。

他によろしかったでしょうか。

発達障害は、診断名が変わってきているけれど法律が変わっていなくて、いくつか発達障害の表記の仕方が違っていたり、法律が残っているからしょうがないんですけども、ここ5年くらいで診断を受けられた方が、今の表記だと多分当てはまらなくなってきたこともあるかと思いますので、そのあたりどういうふうにするか、また御検討いただけだと良いのかなと思って聞いておりました。また御確認いただければと思います。

また、御意見を受けながら少しずつブラッシュアップしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

16 議題3 障害のある方の社会参加について

永田会長

では続きまして、議題の3番目「障害のある方の社会参加について」審議をお願いできればと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

障害福祉課業務・調整グループの木村と申します。よろしくお願ひします。

それでは、資料3によりまして、障害のある方の社会参加について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

昨年度3月に実施した本施策審議会でも報告させていただきました、パーキングパーミット制度について説明いたします。資料3は、昨年度報告時の資料に一部追記をさせていただいたものです。

はじめに、パーキングパーミット制度とは、障害のある方などの歩行が困難な方に対して利用証を交付することで、障害者等用駐車区画の利用対象者の明確化と駐車区画の適正利用を図ることを目的とした制度です。現在、北海道、東京都、愛知県を除く44府県で制度が導入されており、全国的に制度の導入が進んでいくという状況を踏まえ、本県としましては、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発のほか、主要府県等の制度実施状況等の調査を実施し、制度の導入について検討を進めているところでございます。

本日は、本県で制度を検討していくための制度実施に向けた素案について、皆様から御意見をいただきたいと考えております。

主要府県等の制度の実施状況の内容につきましては、おめくりいただきまして、別紙を御覧ください。左から順番に、①に調査対象とした各府県名を、②に各府県の制度名・制度開始時期を記載しております。③以降の項目につきまして、順に説明をさせていただきます。

まず、③交付申請先・方法についてです。申請者から利用証の交付申請を受け付け、内容を審査し、利用

証の交付を実施する機関につきましては、主に県庁、県の地方機関、市町村が窓口となっております。また、申請方法につきましては、各種窓口へ直接申請書を持参する方式のほか、郵送や電子システムで申請を行う方法があり、各府県により対応は異なります。本県としましては、申請時の混雑緩和や、より速やかな交付を目指し、県において郵送による申請・交付を考えております。

次に、④交付対象・有効期間についてです。利用証交付の対象となる範囲についてですが、一定の要件を満たす障害のある方、要介護者、難病患者、妊産婦などの歩行が困難な方が対象となります。そのうち、障害のある方、難病患者、要介護者の方につきましては、資料に記載のとおり、各府県で設けている「一定の要件」の内容に大きく違いはありませんでした。本県としましても、他府県と同様の範囲を交付対象とすることを想定しております。

身体障害の欄に記載の「手帳等級要件あり」について具体的に申し上げますと、視覚障害であれば4級以上、聴覚障害は3級以上、平衡機能障害は5級以上、肢体不自由はいろいろと分かれておりますが、上肢は2級以上、下肢は6級以上、体幹は5級以上、また、脳原性運動機能障害のうち上肢機能は2級以上、移動機能は6級以上、内部障害のうち心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害など、細かく分かれておりますが、4級以上の方が対象となります。

一方、妊産婦につきましては、各府県により利用証交付対象とする期間が多岐にわたっているほか、近年、複数の県で交付の対象とする期間をより長い期間に変更する動きが見受けられております。中には、単胎児と多胎児でそれぞれ異なる期間を設定している県もございます。

本県としましては、妊産婦については母子健康手帳を取得した時から単胎児であれば子が満2歳に達する日まで、多胎児の場合は満3歳に達するまでを対象とすることを想定しております。

なお、利用証の有効期間につきましては、障害のある方、難病患者、要介護者の方については無期限とし、できる限り利便性を図ることを想定しております。また、妊産婦については先に御説明した交付対象となる期間まで、けが人等については原則1年以内の必要と認める期間を上限とする、期限付きの利用証を発行することを想定しております。

最後に、⑤対象駐車区画公表の有無についてです。制度の対象となる駐車区画は、車椅子マーク等で標示されている幅が広めの駐車区画の他に、車椅子を使用しないが歩くことが困難な方向けの優先駐車区画として、施設管理者が設定している通常幅の駐車区画があります。施設を管理する事業者から、各施設における対象駐車区画数等の届出を受け付け、県が集約した情報をウェブページで公表することで、対象駐車区画の場所や種類、設置数等の情報を取得することが可能となります。

本県としましても、施設を管理する事業者に対して制度を周知し、対象駐車区画の届出を呼びかけることで、県内における対象駐車区画の確保にも繋がると考えておりますので、他府県と同様に対象駐車区画公表の実施を想定しております。

本県における制度実施に向けた素案及び主要府県等の制度実施状況の説明は以上です。来年度は、本県でアジア・アジアパラ競技大会も開催され、多くの障害のある方の車移動が見込まれます。本県では、既に他府県で設定されている利用証交付対象となる範囲等を網羅するなど、より良い内容での制度設計を検討しているところですが、本日いただく御意見も参考にさせていただきながら、今後も障害者等用駐車区画の適正利用や制度導入に向けた取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

永田会長

はい。ありがとうございました。

遅れての導入になる分、できるだけ良い形で進めていただけるという内容だったかと思います。

申請方法は郵送のみで、電子は無いという理解でよろしかったでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

はい。現在のところは、郵送が一番確実な方法かと考えております。

永田会長

ありがとうございました。

ではこちらについて、御意見・御質問ありましたらよろしくお願ひいたします。

では、古家委員よろしくお願ひいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

利用証というのはカードか何かが届くような形なのでしょうか。カードというと、いつも同じような大きさでよくわからないイメージがあります。何か印をつけてもらえるのでしょうか。また、窓口を通って駐車場に入るのでしょうか。窓口に人がいないと、多くの場合、電話をしてくださいとか、ボタン押してくださいとかありますが、その辺のもどかしさっていうのはどんな形になっているのでしょうか。

永田会長

事務局から御説明をお願ひいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

御質問ありがとうございます。

今、委員から御質問ただいた件でございますけれども、カードはどのようなものかということです御質問ただきました。利用証というものが他県の例を参考にさせていただいているところですけれども、車のルームミラーに引っかけるようなものを想定しております。ですので、カードサイズというよりかなり大きなものになるかと思います。車の中に常備していただき、車椅子マークの駐車場に停めていただいた上で、それを外から見えるようにルームミラー等に掲示をしていただく、そういうものを想定しております。

永田会長

実際に利用するときには、先ほどの古家委員からの御質問のように、いろんな手続きだったりとか許可をとったりするっていうようなことはなく、スムーズに利用できるような形になるのでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

基本的には車椅子マークの駐車場の区画に止めていただきまして、止めていただく際には、ひょっとしますと事業者によりましては、カラーコーン等で一旦封鎖している場合等もあるかもしれませんけれども、基本的には、利用証を見せていただき、カラーコーンをどけていただくななど対応していただいた上で、駐車をしていただくということを想定しております。

永田会長

また、事業者への普及のときに、手続きができるだけ簡略化になるように周知いただけないとありがたいかなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

障害福祉課 井上担当課長

すみません。追加で補足をさせていただきます。障害福祉課担当課長の井上と申します。

今、御質問に答えさせていただきましたが、あくまでも検討をさせていただいている段階ということですので、決まっていることではないものですから、そこを御承知おきいただきますようお願ひいたします。今日いただいた御意見や、他県の状況を踏まえまして、より良い制度となるように検討をさせていただくということですので、そこの御前提だけよろしくお願ひいたします。

永田会長

今回の意見を踏まえてより良い形を検討いただけるということで御理解いただければというふうに思いますので、引き続きお願ひいたします。

古家委員

車は登録された車のみという形を検討しているのか、それとも、本人が乗った車であればその本人が許可証を持って移動する車に乗ってしまえばいいということなんでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

今御質問いただいた内容としましては、利用証というものは申請をいただいた方に対して発行させていただくものとして考えておりますので、例えば、もし普段と違う車に障害のある方が乗られて、そういった駐車区画使われるということでも利用は可能になるのではないかと、現在のところは考えております。

永田会長

ありがとうございます。引き続き御検討いただければと思います。

では、高橋委員よろしくお願ひいたします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

今回このパーキングパーミット制度について検討いただいているというところなんですけれども、結構対象範囲が広いかなど、高齢者も含めているので、大体どのくらいの発行見込があるかとか、そのあたりも踏まえて御検討いただければいいかなと思います。

対象区画も結局足りないとか、埋め尽くされてしまうとか、特に高齢の方が多いので、介護の方が使われるっていうとかなり埋まってしまうのではないかという心配もありますので、その辺も踏まえて検討いただければいいかなと思います。

また、先ほどから説明の中で車椅子マークという表現をされていますが、あのマークはすべての障害者を表すマークですので、車椅子ユーザーだけが使うというような誤解をやっぱり招きかねないので、その周知は徹底していただければと思います。よろしくお願ひします。

永田会長

貴重な御意見ありがとうございました。
では、世良委員よろしくお願ひします。

世良委員

公募委員の世良です。何度もすみません。
私、実は隣県で勤務しておりましたので、もう早い時期から常識的にあるものだと思っていて、正直なところ、県によって随分差があるっていうのは、本当に驚きます。

ただ、それを批判していく言っているんではなくて、ここで1つ懸念するのは、1ページ左側の調査結果で、法的拘束力がなく、実効性に懸念があるとあります。実際に、これは愛知県内でも、まさしく車椅子マークの表示のあるところで、どう見てもそうは思われない人が駐車してゐるのをよく見ます。何が言いたいかと言うと、あくまで本来は国が率先して行うべきな物ですから、各都道府県は、国に対して、もっとその拘束力があるよう意見を挙げるべきだというふうに私も思います。そうでないのであれば、逆に、愛知県の条例でもっと厳しい規定を制定することは不可能ではないと思います。県条例でもって、例えば青少年保護育成条例だとか、いくつか法的拘束力といいますか、警察が介入できるような施策も散見できます。ちょっと具体的に思いついたところで1つだけ出しましたけれども、こういった制度を後発的に行うのだったら、一番最初は佐賀県だそうですが、愛知県はむしろ法的拘束力のある県警がきちんと指導ができるような条例を作っていただきたいと。それは、繰り返し同じこと言いますが、アジアパラ大会に向けて、愛知県のやる気を示すところだと私は思いますので、是非これは強く要望していきます。以上です。

永田会長

貴重な意見をありがとうございました。
ある程度、障害者等専用というかその人たち以外は使わないというような形を前提とした制度になっているので、先ほど高橋委員が言われたようにどのくらい許容できるのかということだったりだとか、活用できるのかということについてはまた県の方でも御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

これ今、現在検討中ということで、また、来年度アジアパラ大会もありますので、より良い形で愛知県の取組として他県よりも先進する形で進めていただければと思いますので、また御意見を踏まえながら検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの議題をもちまして、本日の議題は以上です。

17 報告事項1 第3期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について

永田会長

続きまして、報告事項に移らせていただきたいと思います。
報告事項の1番目、「第3期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

特別支援教育課 振興・就学グループ 成田主査

愛知県教育委員会特別支援教育課振興・就学グループの成田と申します。日頃は本課の事業に関しまして、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、資料4をもとに説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

まず、幼稚園、保育所等小中学校高等学校の状況について御説明いたします。3点お願いします。1点目は、「1 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実、(2)個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上」についてです。小中学校の通常の学級についてですが、この中には通常の学級に在籍していて、通級による指導を受けている児童生徒が含まれております。今後も、「個別の教育支援計画啓発リーフレット」を活用し意識の向上が図られるよう努めてまいります。

また、令和6年9月に文部科学省からの通知文に、「児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ適切な指導や必要な支援を行うため、支援の対象とすべき児童生徒を幅広く把握したうえで、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が必要な児童生徒等に対し、その作成と活用に努めること」とあります。活用できる支援計画の作成の重要性の周知を図ってまいりたいと思っております。

2点目は「(3) 交流及び共同学習の充実と副次的な籍に関する研究の推進」についてです。令和6年度からの3年間のモデル事業として、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校等に副次的な籍を置き、地域とのかかわりやつながりを育むための仕組みを検証しております。昨年度3回の検討会議を経て、本年度より愛西市、知立市において事業を実施してまいります。

3点目は、「2 全ての教員を対象とした専門性の向上、(2)特別支援教育に関する知識・理解の向上」についてです。特別支援教育の対象児童生徒の増加に伴い、初めて特別支援学級や通級指導教室の担当となる教員も増えています。そのような中で大切なのは、新たに特別支援学級や通級指導教室を担当する教員が、困り感をもった子供たちに適切な支援・指導を行うことができるようになります。そのために、本課といたしましては、研修内容を充実させ、すべての教員の専門性の向上に取り組んでまいります。

特別支援教育課 指導グループ 加納課長補佐

次に、IIの特別支援学校の実施状況について、特別支援教育課指導グループの加納から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料4の2ページを御覧ください。1(1) 医療的ケアの体制整備の充実についてです。医療的ケア児が保護者の付添なく、通学や校外学習へ参加するために、医療的ケア児通学モデル事業及び医療的ケア児校外学習付添モデル事業の二つの事業を実施しております。表は、令和5年度、令和6年度の記載をしております。令和6年度は、それぞれ2校を対象にモデル事業を実施いたしました。令和7年度は、それぞれ8校を対象として実施をしております。希望するすべての医療的ケア児が利用することができるよう、対象校の拡大を目指して取り組んでまいります。表の右には参考として、県立特別支援学校に配置している看護師の全数を掲載しております。

次ページ、2 専門性の向上についてです。特別支援学校教諭等免許状の保有率100%に向け、免許状未保有の教員全てに対し、勤務校の当該障害種の免許状を取得することに加えて、他障害種の免許状を取得するよう促すとともに、引き続き、愛知教育大学を始め県内の大学に現職教員に対する公開講座の拡充を要請するなど、すみやかな免許状取得に向けた環境づくりに努めています。

3 学びの場を充実するための施設・設備等の整備についてです。三好特別支援学校の過大化による教室不足の解消のため、豊田市に知的特別支援学校を設置してまいります。また、港特別支援学校の長時間通学を解消するため、名古屋市天白区に肢体不自由特別支援学校を設置してまいります。いずれも令和6年

度は実施設計、令和7年度・8年度に建設工事を行い、令和9年度の開校を目指してまいります。

4 就労支援の実施状況についてです。平成27年度から配置をしております就労アドバイザーは、現在各地域ごとに5名を拠点配置し、新たな実習先や就労先の開拓、学校と企業や関係機関との連携強化を図り、就労先のさらなる拡大と職場定着支援の充実に向けて取り組んでおります。

第3期推進計画では、「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応」を基本的な考え方として、取組を進めていきます。

今後、本推進計画に基づき、愛知県の特別支援教育の一層の充実に向けて着実に取り組んでまいります。よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

永田会長

御報告ありがとうございました。

毎年御報告いただいている状況ですけれども、委員の皆様から御意見・御質問があれば、よろしくお願ひいたします。

では、高橋委員よろしくお願ひします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。何度も申し訳ありません。

特別支援教育の中で、毎回の審議会の中で意見させてもらっているんですけども、学校へのエレベーターの設置っていうところが、この計画の方にもこの段階でできないというところで、整備についてまずこの計画に入れていただきたいというのは、ずっと訴えているところであります。

特別支援学校の設備もとても大切なんですが、一般の学校への、特に県立高校へのエレベーターの設置っていうところは、全然進んでいない状況ですので、ぜひその辺りは検討を継続、できれば設置を、1校でもいいので進めていただきたいと思います。以上です。

永田会長

貴重な御指摘ありがとうございました。

毎年高橋委員から意見をあげていただいていると思いますけれども、特に高校に関してはエレベーターの設置を進めていけるように計画を進めていただけると良いかと思っております。

では、古家委員よろしくお願ひします。

古家委員

愛盲連の古家です。

Ⅱの(4)の外部専門家の活用というところで、歩行訓練士が毎年のようにあがっていますが、かなり時間数としては短いのではないかという気がしています。どうしても、駅のホームからの転落であったり、交差点、横断歩道、踏切を渡るときの事故であったり、たとえ社会モデルというような形で整備していただいたとしても、私たちの歩行能力が上がらないと、危険かと思います。学校を出てしまってからでは、なかなか歩行訓練を受ける時間が取れないかと思いますので、なるべく学校にいる間に歩行訓練をたくさん受けられるよう、時間数を取ってもらえると良いのかなと思っています。

また、歩行訓練士さんもかなり少ないので、増やしてほしいです。

永田会長

貴重な意見をありがとうございました。

若干人数が増えている状況かというふうに思いますけれども、まだまだ十分ではない状況かというふうに思いますので、しっかりと進めていただければと思います。

では、花島委員よろしくお願ひします。

花島委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の花島です。

資料4の個別の教育支援計画と個別の指導計画についてなんですが、指導計画なんかは、個々に対してどういう指導内容、目標設定をしてとか、補助をつけて、こういったものに取り組んでみるっていうのを何か決めて、プランを決めて、それを学校生活の中でやって、修正をする。うまくはまらないときがあるので、この補助をつけてやろうと思ったけども、うまくはまらないことがあって見直しをする。やってみてどうだったっていうのを繰り返すものだと思うんですが、この100%とか82%とかいうときの指導計画、例えばそのPDCAサイクルとか言われるもの、1回まわしていればその1年はOKとしているのか、それとも昨年度使ったものを持ち越してやっていればOKなのか、カウントするときにどういった条件になっているか、年度の途中っていうかこの、去年とか5年前とカウントする基準を変えてくとカウントできなくなるかもしれないんでその辺もあると思うんですけども、どういうものを想定されているのかというのをちょっと教えていただければと思います。

永田会長

ありがとうございます。

100%近くになってきたときに、その中身や質をどうしているかっていうことにも繋がってくるかと思いますので、現状のカウントがどういう形になっているか御説明いただけますでしょうか。

特別支援教育課 振興・就学グループ 成田主査

現状としましては、この作成をしているという調査は、そのPDCAサイクルをまわしているとかいうことを聞いてはおらず、作成しているかどうかという返答をしていただいておりますが、実際の現場では、作ったらずっとそのままっていう状況ではなく、少なくとも1年に1度、指導計画の方は、次の年に向けて、また保護者の方と相談し、繋がるように進めております。

ただ、数値としてそれが何%っていうことはお答えできないんですけども、といった方向で取組を進めていますので、PDCAサイクルはまわしてはおります。

永田会長

ありがとうございました。

これだけ特別支援計画だとか教育計画が当たり前になってきたところではありますが、それをやっぱり質を上げていかなきやいけないということと、例えば次のところにどう繋いでいくのかっていうところもいくつか課題があると思いますので、この質のところも、パーセントがかなり上がっているかなという印象がありますので、次の段階に向けてまた検討を続けていただければと思います。

では、世良委員よろしくお願ひいたします。

世良委員

公募委員の世良です。

1ページ左側の2つの表のデータについてまた質問があるんですが、令和6年3月の引継率ですが、公立高校69.1%に対して私立高校78.5%、こちらのが高いです。前回の会議でも発言したんですが、私立高校は全日制もあれば、最近では通信制の学校が非常に多くできてきた状況で、この私立高校とはどこまでの範囲のデータであるのかっていうのを知りたいのが1つです。

あわせて、先ほど言いました公立高校は「名古屋市を除く」ということですので、県立高校ということでしょうか。もうすでに愛知県では組合立高等学校っていうのはなくなりましたので、おそらく県立高校だと思うんですけど、そうなるとこの公立中学校から高等学校への引継ぎは当然、県内の市町村別中学校が大多数ですし、私立ももちろんありますがここでは公立といっていますから、この辺の公立とか、中学校とか公立高校とか、私立高校の定義がないと、この数字だけ見ても、私立高校の方がうまくいっているというふうに理解できてしまします。そうであればそれでいいんですけども、やはりこの現状において、ここをもう少し詳しく説明して欲しいなというところがあります。以上です。

永田会長

事務局から御説明いただいてもよろしいでしょうか。

特別支援教育課 振興・就学グループ 成田主査

私立高校というところに、通信制の私立高校がこの中に入っているか、全日制のみかについて、今正確なものをお答えできません。全日制の学校は入っているというところまでとなります。すみません。

永田会長

また確認いただければと思います。私立高校では多様な方を受け入れられるようになってきて、支援が足りなくなってきたというところが現状かなと思いますので、是非改善を進めていただけると良いのかなと思って聞いておりました。よろしくお願ひいたします。

そのほかよろしかったでしょうか。

では、次に進めさせていただきたいというふうに思います。

18 報告事項2 手話に関する施策の推進に関する法律について

永田会長

では、報告事項の2番目、「手話に関する施策の推進に関する法律について」、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

障害福祉課 社会参加推進グループ 長瀬主査

障害福祉課社会参加推進グループの長瀬と申します。

私からは、お手元の資料5、「手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)について」、御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

左上の1 経緯 を御覧ください。手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策に関し、基本理念や基本となる事項を定めること等により、他の関係法令による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進する

ための法案が、令和7年6月12日に参院内閣委員会において起草され、同月13日に、参議院において、また、同月18日に衆議院において全会一致で可決、成立いたしました。

続いて、2 法の概要 です。始めに、目的です。手話に関する施策を総合的に推進することとしております。

次に、基本理念として、手話に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者等の意思が尊重されるとともに、手話に関する必要かつ合理的な配慮に必要な環境の整備が図られるようにする、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにするなどとなっております。国・地方公共団体の責務としては、手話に関する施策を総合的に策定・実施することとされています。基本的な施策としては、手話を必要とする子どもの手話の習得の支援や学校における手話による教育等、地域における生活環境の整備等、手話文化の保存・継承・発展、手話を使用する者等の意見の反映などとしております。公布及び施行日は、令和7年6月25日です。なお、右側のページにつきましては、先ほどお伝えしました法の概要についての国の資料でございますので、後ほど御確認ください。

最後に、右側の下の 3 本県における対応については、2016年10月に本県において施行されました「手話言語・障害者コミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づきまして、毎年度、手話言語を含む障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用や、理解促進に向けた施策を推進しているところであります。この度の法施行後につきましても、愛知県障害者施策審議会専門部会において、障害のある方や障害者団体の方々からの御意見を十分にお聴きしながら、本法に基づく施策を含む意思疎通支援の充実のための取組について、今後も検討してまいります。

資料5の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

永田会長

ありがとうございました。

愛知県ではすでに条例を作っていただいている、専門部会の方で毎年いろんなことについて比較検討していただいているところだというふうに思います。ようやく国の法律が整ったという状況ですが、こちらについての御意見・コメント等ありましたら、よろしくお願ひします。

よろしかったでしょうか。

では、法律もできましたので、愛知県としても手話計画推進法の理念に基づいて、より良い形で進めていただけるよう、検討をよろしくお願ひいたします。

本日の報告事項は以上になります。

19 その他

永田会長

最後に、「5 その他」として、会議全体を通しての御意見・御質問を改めてよろしくお願ひいたします。

では、柏倉委員よろしくお願ひいたします。

柏倉委員

先ほどの基礎調査のところで、また後でということで待っていたんですけど、時間が来てしまったので、端的にいくつかすみません。

障害者基礎調査の17ページを御覧いただきまして、6の教育・育成についての「特別支援学校(盲)」、これはあんまり適切な表現ではなくって、特別支援学校、これおそらく愛知県はまだ盲学校といいますか、盲学

校には盲だけじゃなくてむしろ弱視の子供が多いので、「(視覚障害)」に直してください。

また、6番目、「特別支援学校(聾)」、これも同じように難聴児がおりますので、他の知的障害や肢体不自由などと概念の層が違うんですね。ですので、これは「(聴覚障害)」に直す必要があります。

それから問44で、小・中学校を選択した方についての質問なんだけど、これ先ほどの教育委員会の説明の資料4の右ページ(5)にあったように、高等学校においても平成30年度から通級指導教室が本県で設置されておりますので、高等学校が抜け落ちているので、問を追加する必要があります。

それから、問45ですけども、選択肢の「4 障害福祉サービスを利用」、これちょっとわかりにくくて、おそらく放課後等デイサービスのことを言っていると思うんですけど、端的に、実際にはその利用が一番多いので、これを表しておいたほうがいいかなと。障害福祉サービスをカウントしたいのであれば、何らかの方法を考えて書きぶりを検討いただくと良いかなと思います。

あと、次の19ページの医療について、医療的ケアを「おこなっている」っていう質問は、当事者に対しては「受けている」の方が適切ではないかと、これやっぱり行政の発想だと思うので、この辺は回答者の視点で書き直していただきたいなと思います。

他にもあるんですけど、大まかなところは以上で、ただあと、ルビをつけてもらっているのは結構なんだけど、弱視の方の見え方からすると、非常に詰まってしまって読みにくいんですね。ですので、行間をもっとしっかり空けてください。その辺は厚生労働省の弱視の表記に向けたいろいろな指針が出ていますので、県の方もそのあたりも勉強していただいて、表記について御検討ください。以上です。

永田会長

貴重な御指摘ありがとうございました。

細かいところ見ると、いくつかやっぱり昔のまま引き継いでいるところがあったんですけども、アップデートしていかなければいけないところもいくつかあるのかなというふうに思ってお聞きしておりました。

貴重な御意見ありがとうございました。

では、鈴木委員よろしくお願ひいたします。

鈴木委員

名古屋市総合リハビリテーションセンターの鈴木でございます。

2点あります。時間がない中で大変申し訳ないです。

午前中に自立支援協議会がありまして、資料4の特別支援学校の関係なんですけれども、2ページのⅡのⅠの(1)のところ、年度数が違っていたっていう指摘をしていたかと思いますが、今回この審議会のところでは、修正が書かれていなかったので、その修正だけちょっと発言をお願いしておきたいと思いますが。

永田会長

よろしくお願ひいたします。

特別支援教育課 振興・就学グループ 成田主査

すみません。もう一度お願ひします。

鈴木委員

特別支援学校の関係の資料4です。資料4の2ページ目、Ⅱの特別支援学校のうち、(1)の表の中の、令

和5年度と令和6年度っていうふうに書いてあるんですけども、午前中の自立支援協議会の議論の中で、ここが令和6年度・7年度だったかというふうに思いますので、その修正が今回ここの中ではなかったような気がするんで。

特別支援教育課 指導グループ 加納課長補佐

御指摘ありがとうございます。

表記が令和5年度・6年度となっておりますが、令和6年度・令和7年度に修正して参ります。

鈴木委員

ありがとうございます。

永田会長

数値が変わるわけではなく、表記が令和5年度が令和6年度、令和6年度が令和7年度に変わるということですか。

特別支援教育課 指導グループ 加納課長補佐

御指摘の通りです。

永田会長

ありがとうございます。

鈴木委員

それから、もう1つは、もともとの障害者福祉プランの進捗状況の関係なんですけれども、現実的に非常に中身の数値の問題とかっていうことが出てくるんですが、この審議会のところで、どこまでこれ議論するのかなというところがちょっと気になっているところであります。

なぜならば、これは先ほどから出ているように市町村の数値の積み上げにしかなっていないので、本来は市町村がちゃんと自分の市町のところが充足しているかしてないかっていうことを、しっかり分析をしていかないといけないということであって、これはあくまで、全体平均するとこういうパーセントですという県内の傾向でしかない状況かなというふうに思っています。

例えば、実績の方が少ないっていうふうになっているところに関して言えば、実際に、例えば制度が使いにくいとか事業所が参入しにくいとか、事業所が少ないとか、あるいは事業者がいないとか、あるいは利用する人自体がそもそも少ない、あるいは見込値が多すぎたっていうこともあるでしょうし、それは多分市町村の状況によって全部違ってくるんだろうなというふうに思います。

逆の場合も同じで、実績値が多い場合っていうのは、見込値が少なくって実績が多くなってしまっているのか、利用者がどんどん増えてきているので、実はこれはサービスの受け皿自体も、見込値があって、本来、受け皿で市町村がどれだけそれに対してできるかっていうことがあって、実際の実績値がないと、事業所が足りなければ実績値は伸びないし、無理やり入っていれば伸びていく話になってくるので、その辺のサービスが不足しているのであれば、不足しているところをどうするかっていう議論になるでしょうし、そんなところが実際には市町村の中できっちりと分析をされていかないと、ここでデータだけで議論していってもどうしても空中戦になりやすくなるかなと。実際にはそれが本当に重要で必要なんですけれども、多分都道府県で、これを全部何

かを分析してやろうとすると、ものすごい作業量とかしていく中を、今の担当だけで実施するのはかなり厳しいかなというふうに思いますので、市町村がどういうふうにこの辺をちゃんと見てもらいながらやるのかっていうところは、ちょっと整理をしておく必要があるかもしれません。

永田会長

貴重な意見をありがとうございます。

先ほど御質問あったみたいに、市町村の積み上げで数値が出ていたりとか、それでパーセントが出ていくっていうと、各市町村で同じような傾向があるところと進んでるところとそうではないところが多分あって、その結果を見て市町村が自分のところはもうちょっとだと、先ほど言わされたみたいに見込値っていうものをどこから根拠として立てたもので、これをどう分析するかっていうところが非常に大事なことになってくると思うので、先ほども数字だけじゃないところというお話をでてきたかなと思います。

そのあたり、県の方でどのように分析しているかっていうのはちょっとまだ見えにくいところもあるので、しっかりまたフィードバックできるものがあればフィードバックしていただいたほうが良いかと思います。よろしくお願ひいたします。

では、これだけのデータがせっかくありますので、有効に御活用いただけるように、よろしくお願ひします。

では、事務局から、よろしくお願ひします。

特別支援教育課 振興・就学グループ 成田主査

先ほど世良委員から質問のあった私立高校のことですけれども、そこには、全日制だけでなく、定時制も、それから通信制も含んだ数値になっておりました。訂正させていただきます。

永田会長

私立高校というふうな形の括りで、定時制や通信制もそこに含まれているということでよろしいでしょうか。

特別支援教育課 振興・就学グループ 成田主査

はい。

永田会長

ありがとうございます。すべて含んだ数字だということです。

では、内藤委員よろしくお願ひいたします。

内藤委員

すみません。あいち障害者福祉プランの資料1の3ページのところなんんですけど、障害児等療育支援事業、12ヶ所がそのまま維持されていると思うんですけど、これとても地域の中で使いやすい事業で、必要な講師の派遣をしていただいたりとか、大事な人材育成のところ、とっても大事な事業なんんですけど、多分これ予算が減ってるんじゃないかなってちょっと聞いてるんですけども、それは児童発達支援センターが、その人材の養成のところを強化るべきじゃないかっていう流れなのかなっていうふうに見ているんですけど、とてもこれは大事な事業なので、予算が減ってるんじゃないか、教えていただきたいです。

もう1点すみません。障害福祉サービスの見込量のところで、日中活動系サービス型の療養介護というのがあるんですけど、これ重症心身障害の方が入所施設、重症心身障害者施設として、療養介護は入所施設

の中でやっているので、日中活動系サービスとは本来は違うはずなんんですけど、これ国のサービスなのでこういう分け方で仕方ないのかもしれないんですけど、本来はこここの居住系サービスの暮らしの方になっていて、こっちの方にないがために、生活介護の事業を使えないという、サービスを重ねられないという事情があるようで、そこら辺もちょっと、國の方の制度上の問題があるのではないかと思っているんですけど、その辺県として國の方に働きかけしていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

永田会長

ありがとうございます。

障害福祉サービスへの日中活動系サービスに位置付けられている療養介護が、本来は居住系サービスであり、これがほかに含まれてるため、おそらく使いにくい状況なんじゃないかというのが御指摘だったかと思います。

こちらお答えいただける範囲でお願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

障害福祉課の渡邊でございます。

1点目の、障害児等療育支援事業について、大変使いやすい事業ということでお褒めの言葉をいただきありがとうございます。予算については今手元にデータがありませんので、状況はまた改めてというふうには思いますけれども、またその辺も担当に伝えながら、引き続き必要な事業はやっていけるように考えていくところかと思いますので、御意見は伝達させていただきたいというふうに思います。

2点目の療養介護の部分については、私もちよと不勉強で申し訳ないんですが、今、そういった状況があるということを聞きましたので、またその意見のことについてはこれから考えていくべきだなというふうに思っております。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

まだおそらく細かいことで御意見がたくさんあるかと思いますけれども、予定の時間を超過してきている状況であります。まだ是非という方もいらっしゃると思いますが、ここでよろしかったでしょうか。

先ほど柏倉委員からも、まだ一部でほかにも御意見があるということのお話があったかというふうに思いますが、改めて今日の会議を受けて、資料を見ていただいたときに御意見も出てくるかと思います。特にアンケートに関して、これから本格的に最終的な調整に入って参りますので、気付いたところがありましたら事務局の方まで送っていただけるといいんじゃないかなというふうに思っておりますので、事務局の方も御意見ありましたら対応いただければ幸いです。

では、私の方で取りまとめさせていただく審議・報告事項は以上になります。事務局の方にお返しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

20 閉会

障害福祉課 今宮課長

はい。本日はお忙しい中、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

本日いただきました多くの貴重な御意見・御提言につきましては、しっかりと事務局で検討を行い、施策に反映させて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、今年度の本審議会のスケジュールは、第2回を令和7年12月、第3回を令和8年3月に開催する見込となっておりますので、各委員の皆様方に御承知いただきたく存じます。

また、本日御発言された委員の皆様におかれましては、後日、会議録の確認を依頼いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、ありがとうございました。

以上で、2025年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。